六月二十八日福岡縣知事宛の嘆願書を提出せらるゝ共に翌二十九日十、嘆願書提出並に經過

日會社に對し其の嘆願書を提出要求せらるゝのである

なつかつて六月二十六、十七日の兩度團體交渉の結果遂に翌二十八日、六月二十六、十七日の兩度團體交渉の結果遂に翌二十八日、鹿兒島合同巡回組合の代表者の出席を求めて、鹿兒島合同巡回組合の交渉委員と其の交渉委員を以て會社側に於ては其の交渉委員として重役を出席せしめ、其の結果相互に譲歩の結果遂に次の主な點に於て一致を見るに至る迄約一時間に亘り會社側に於ては自動車買上問題に關し、其の結果會社側に於ては自動車の實際の使用を營業者の使用に、自動車は自動車交通業者の實際の使用を營業者の使用に、自動車は自動車

財團法人 協調會福岡出張所

總同盟九聯會長伊藤卯四郎筑豐合同勞働組合幹部二名は縣當局に保安課長を訪問して爭議の內容を報告し且つ取締に對し陳情をなした。

歎願書

去る昭和九年六月六日植木町長谷川旅館に呼ひ出され法規改正に伴ふ私等所有の自動車買上問題に對し其の際貴會社に御相談申上げたるも評價格の申渡しなく今日に至る迄遲延致居り私等に於ても一日も早く解決致度も最初の社當時の複雜なる事情あり其の間私等の苦闘其の極に達し居り今後生活に影響する處甚大なり仍て貴會社に於ても私等に御同情賜り問題たるや會社云々の事情に非ずして法規改正に起因したるものに付速かに解決下されん事を歎願候也

歎願事項